

被 処 分 者	商号又は名称	株式会社リアルエステート広島
	代表者の氏名	内田 弘人
	免許番号	広島(1)第10698号
	主たる事務所の所在地	福山市引野町3-7-20
処分の内容		免許取消
処分年月日		令和3年3月25日
処分の根拠条項		宅地建物取引業法第66条第1項第3号
<p>処分の理由</p> <p>法人の代表者が宅地建物取引業法第66条第1項第3号に規定する免許取消要件の同法第5条第1項第5号に該当したことによる。</p>		